私立学校防犯対策強化事業費補助金補助事業概要

1 補助対象校

私立学校施設整備費補助金 (私立学校教育研究装置等施設整備(私立高等学校等施設高機能化整備費) (平成13年4月1日文部大臣裁定) (以下、「国庫補助金」という。)の交付決定を受けた学校法人立の私立小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校

2 補助対象事業

私立学校に通う子どもたちの安全を確保するため、防犯対策として行う施設整備 事業(安全管理対策(防犯対策)以外の類型で国庫補助金の交付を受ける場合は対 象外です。)

3 補助対象経費

国庫補助金の交付決定を受けた事業の補助対象経費として認められた経費

4 補助対象経費基準額・補助率

- (1) 学校法人立の私立小学校、中学校、中等教育学校(前期課程)及び特別支援学校
 - ○補助対象経費基準額:1校当たり100万円以上1,000万円以下
 - ○補助率: 1/4 (国庫補助金の補助対象経費が 1,000 万円以上の場合、1/3)
- (2) 学校法人立の中等教育学校(後期課程)及び高等学校
 - ○補助対象経費基準額:1校当たり400万円以上3,000万円以下
 - ○補助率: 1/3

5 補助対象期間

国庫補助金交付決定後から事業完了日又は令和7年3月31日のどちらか早い日まで

6 留意事項

- (1) 国庫補助金の交付決定取消や辞退があった場合、交付決定を取消します。
- (2) 補助対象経費は 1,000 万円若しくは 3,000 万円が上限です。(国庫補助金の補助対象経費が 1,000 万円若しくは 3,000 万円を超える場合であっても、補助対象経費は上限額を基準に補助額を算出します。)
- (3) 本補助金は精算払いで、国庫補助金の額の確定後に、補助金の額の確定をし、補助金を支払います。
- (4) 補助金の支払方法は、原則国庫補助金の振込先と同一口座への振込とします。
- (5) 本補助金の書類は、事業完了から 10 年間保管する必要があります。
- (6) 本補助金で取得した財産の処分(譲渡・交換・貸付・廃棄等)を行う場合、神奈川県知事及び文部科学大臣の承認が必要になる場合があるので、事前に県の担当者にご相談ください。